

令和2年2月28日

各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定居宅介護事業所 管理者様
各指定同行援護事業所 管理者様
各指定行動援護事業所 管理者様
各指定短期入所事業所 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、別添のとおり厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」（令和2年2月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が発出されました。

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸障がいにより気管切開を行っている者や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、厚生労働省の事務連絡を踏まえ、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

また、併せて、利用児童（医療的ケア児）の保護者等へも周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、厚生労働省や大阪府、大阪市のホームページを適宜確認していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962